

自己申告書

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる以下のいずれにも該当いたしません。

事業所名 社会福祉法人 志摩市社会福祉協議会

事業所所在地 三重県志摩市磯部町迫間955番地

代表者名 会長 前田 正典 

以下の内容に該当する場合は、チェック欄にシ点（「✓」）を記入してください。
 なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

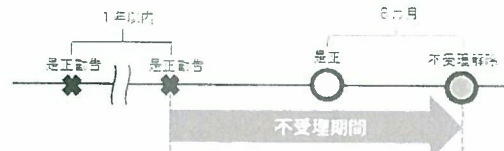
チェックシート

- 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL280127派若01）により確認し、理解しました。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

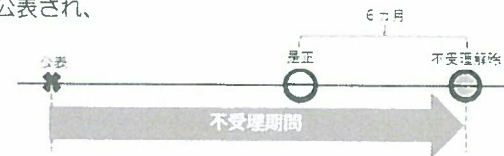
- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署からは正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



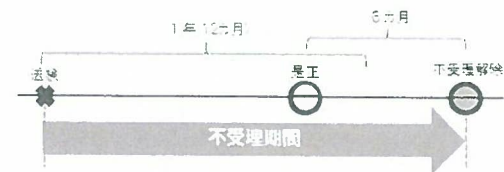
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

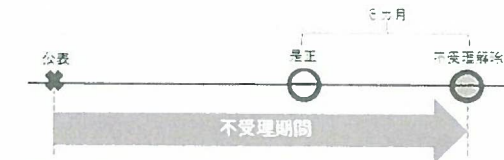
- a 当該違反行為を是正していない。
 b 送検後1年が経過していない。
 c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署からは正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
 ①労働基準監督署による是正勧告、
 ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。

青少年雇用情報シート（企業全体での正社員に関する情報です。）

平成30年7月23日

社会福祉法人 志摩市社会福祉協議会

1. 募集・採用に関する情報

No	区分	平成29年度	平成28年度	平成27年度
①	直近3事業年度の新卒者等の採用者数	0人	2人	0人
	直近3事業年度の新卒者等の離職者数	0人	0人	0人
②	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（男性）	0人	1人	0人
	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（女性）	0人	1人	0人
③	平均継続勤務年数	16年		
※従業員の平均年齢		46歳		

2. 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

No	区分	有・無	情報（説明）
①	研修の有無及びその内容	有	介護保険サービス、障がい福祉サービス、法人運営など各種事業の基礎研修及び専門研修（外部研修）
②	自己啓発支援の有無及びその内容	有	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員資格取得時での記念品贈呈
③	メンター制度の有無	無	
④	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	無	
⑤	社内検定等の制度の有無及びその内容	無	

3. 職場への定着の促進に関する取り組みの実施状況

No	区分	情報（説明）	
①	前事業年度の月平均所定外労働時間	2.1時間	
②	前事業年度の有給休暇の平均取得日数	12.6日	
③	前事業年度の育児休業取得者数／出産者数	女性2人／2人	男性0人／0人
④	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員 9%	管理職 25%